

第五号議案 会則の一部変更（案）について

1 会則変更の内容

現行会則と変更会則案の対照表

現行会則	変更会則案
<p>(除名)</p> <p>第14条 本会は、次に挙げる事由に該当する会員、学生会員、賛助会員、協力会員、施設会員及び顧問は<u>会員総会の決議により除名することができる。</u></p> <p><u>(1) 会費の納入を2年以上遅延した会員。</u></p> <p>(2) 会則に反する行為のあった会員、学生会員、賛助会員、協力会員、施設会員及び顧問。</p> <p>(3) その他本会の趣旨に反する行為のあった会員、学生会員、賛助会員、協力会委員、施設会員及び顧問。</p>	<p>(除名)</p> <p>第14条 本会は、次に挙げる事由に該当する会員、学生会員、賛助会員、協力会員、施設会員及び顧問を<u>退会又は除名とすることができる。</u></p> <p><u>(1) 会費の納入を2年以上遅延した会員は、自動的に退会とする。</u></p> <p>(2) 会則に反する行為のあった会員、学生会員、賛助会員、協力会員、施設会員及び顧問は、<u>総会の決議により除名とする。</u></p> <p>(3) その他本会の趣旨に反する行為のあった会員、学生会員、賛助会員、施設会員及び顧問は、<u>総会の決議により除名とする。</u></p>

2 会則変更の理由及び効力発生日

(1) 会則変更の理由

総会開催時に2年以上会費が納入されていなくても会員としてカウントされ、議決権が発生するが、総会参加等の連絡がなく委任状の確保もできないのが現状である。2年以上会費の納入がない場合には、会員継続の意思なしと判断し、総会開催前に会員総数から削除し、実質的な会員数を把握したい。これによって会費納入事務等の軽減を図りたい。

(2) 会則変更の日程

会則変更のための総会開催日：平成23年6月4日

会則変更の効力発生日：平成23年6月4日